

社会福祉法人神川町社会福祉協議会役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第25条の規定に基づき、役員報酬について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 定款に規定する役員のうち、会長には報酬50,000円を月額として支給する。ただし、会長は非常勤とし、週2日勤務することを基本とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の職員の身分を有する者（国會議員及び地方公共団体の議員を除く。）には、支給しない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。